

公益社団法人 ふくしま緑の森づくり公社

経 営 改 善 計 画 書
(第2次緑の森づくり新生プラン)

(計画期間：平成31年度～令和5年度)

公益社団法人 ふくしま緑の森づくり公社

目 次

第 1 基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
 - (1) 背景
 - (2) 計画の目的
- 2 会社の現況
 - (1) 会社造林事業の現況
 - (2) 財務状況
- 3 公益的機能の発揮に向けた森林施業の方針
 - (1) 森林の多面的機能の高度な発揮
 - (2) 目標とする森林の姿とそれに向けた森林の施業及び保護
- 4 緑の森づくり新生プランの成果
 - (1) 森林の整備に係る重点的な取組
 - (2) 木材の生産と収入確保に係る重点的な取組
 - (3) 財務状況の改善に係る重点的な取組
 - (4) 土地所有者の協力による分収割合の見直し
 - (5) 国、県等の協力、支援による安定的経営の確保
- 5 計画期間
- 6 進行管理

第 2 経営の課題と目標（基本的方向）

- 1 森林の公益的機能の持続的発揮
 - (1) 公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備
 - (2) 造林木生育状況の的確な把握及び対応
- 2 木材の生産、販売対策
 - (1) 木材生産コスト低減のための路網整備
 - (2) 需要動向に対応するための体制整備
- 3 会社運営の改善（コスト削減）
 - (1) 会社自らの改善
 - (2) 関係者への協力、支援要請等

第 3 今期における重点取組事項

- 1 森林の整備に係る重点的な取組
 - (1) 効率的な森林整備
 - (2) 森林の状況に応じた適切な管理等
- 2 木材の生産と収入確保に係る重点的な取組
 - (1) 木材生産コスト低減のための路網整備等
 - (2) 需要動向に対応するための体制整備
- 3 財務状況の改善に係る重点的な取組
 - (1) 組織の見直しと職員の適正配置

- (2) 管理費等運営経費の縮減
- (3) 自己財源の確保
- (4) 効果的な補助事業等の積極的な導入
- 4 土地所有者の協力による分収割合の見直し
- 5 国、県等の協力、支援による安定的経営の確保

【参考】

経営改善計画による改善効果試算の概要

第1 基本的事項

1 計画策定の趣旨

(1) 背景

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（以下「公社」という。）の前身である社団法人福島県林業公社（以下「林業公社」という。）は、戦後の経済成長に伴い木材需要が急激に増大し、人工林面積の計画的拡大が急務となった高度経済成長期に、造林を推進する県の補完機関として、福島県、市町村、林業関係団体の出資により昭和42年4月1日に設立されました。これまで、県内一円において15,400haに及ぶ造林を実施し、適切な森林整備を通じて、県土の保全と農山村の振興及び住民の福祉の向上に大きく寄与してきました。

しかしながら、バブル崩壊の時代を迎え林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷や林業経営費の増大などにより年々厳しさを増し、林業公社においても継続的に適正な森林整備を実行して行くことが危ぶまれる状況に至りました。

このため、林業公社は、平成11年5月に拡大造林目標面積の縮小を柱とする「第1次改善計画」を策定し、引き続き、平成13年5月に拡大造林の収束を柱とする「第2次改善計画」を策定しました。

さらに、平成18年5月には森林の多面的機能の発揮に配慮した施業体系（長伐期施業、針広混交林施業）への転換や更なる経営改善への取組を推進するため「【改訂】第2次改善計画（実施年度：平成11～25年度）」を策定するとともに、平成19年5月には年度ごとの具体的な数値目標を示した「【改訂】第2次改善計画分期計画（計画年度：平成15～21年度）」を、平成22年5月には「同後期分期計画（計画年度：平成22年度～25年度）」を策定し、経営改革に積極的に取り組みました。

平成26年4月、公益法人制度改革に伴い、林業公社は公益社団法人に移行し、あわせて名称を「ふくしま緑の森づくり公社」に変更しました。

平成26年5月には、森林の有する多面的機能の発揮のため、健全な森林資源の維持造成が推進されるよう、今後の公社の中期的な施策の基本的方向を明らかにし、当面5年間の具体的な目標を設定する「緑の森づくり新生プラン（計画年度：平成26年度～30年度）」を策定し、効率的な森林整備や木材の生産、販売対策など公社の経営改革に積極的に取り組んでまいりました。今般、改善計画の最終年度を迎えていることから経営改革を更に飛躍させるため、次期改善計画を策定するものであります。

(2) 計画の目的

今回の計画は、平成26年5月に策定した緑の森づくり新生プランの基本的な考え方を継承するとともに、当該プラン策定後の状況の変化等を踏まえ必要な見直しを行うものです。

具体的には、森林の有する多面的機能の発揮のため、健全な森林資源の維持造成が推進されるよう、今後の公社の中期的な施策の方向を明らかにするとともに、本計画の期間内である当面5年間の具体的な目標を設定して経営改革の着実な実行を図るものであります。

2 公社の現況

(1) 公社造林事業の現況（平成31年4月1日現在）

ア 面積

公社の分収造林事業地の造林地現有面積は14,999.19haで、県内の民有人工林面積の約7%を占めております。

イ 樹種別・齢級別構成等

公社造林地の樹種別面積はスギが10,657ha(71%)、アカマツが3,008ha(20%)、カラマツが700ha(5%)、ヒノキが632ha(4%)等となっております。また、齢級別では、28%が林齢35年生以下の森林で、林齢45年生を超える森林が30%となっております。なお、造林地の約68%は、会津地方に存在しております。

ウ 路網の整備状況

公社の路網整備延長は、329kmで、路網密度は21.93m/haとなっております。

エ 分収造林契約の状況

公社の分収造林契約の契約件数は2,963件で、所有形態別では個人74%、共有地14%、財産区5%、市町村2%、法人その他5%となっております。一方、面積ベースでは共有地35%、個人24%、財産区21%、市町村7%、法人その他13%となっております。

※ 公社は、分収造林事業のほか生育途上の森林について土地所有者と契約を結び保育・分収を行う分収育林事業を50.12ha実施しております。

(2) 財務状況

公社は、公社造林地において森林整備事業を実施しており、平成29年度の分収造林事業実績は約3億7千万円となっております。また、公社は事業の財源を造林補助金及び公庫償還補助金並びに日本政策金融公庫及び福島県からの借入金に依存しており、長期債務残高は平成30年度末で約499億7千万円となっております。近年は、間伐材収入も確保されてきており、平成27年度以降は5,000万円前後の収入となっております。

3 公益的機能の発揮に向けた森林施策の方針

(1) 森林の多面的機能の高度な発揮

公社は、分収林特別措置法に基づき土地所有者との間で分収造林契約を結び、期間80年～90年間の契約への契約変更を進めております。

水源かん養機能や土砂流出防止機能を高度に発揮させるため、間伐を繰り返し行うことにより上層木の健全な成長を確保しつつ、多様な下層植生の発達を図り、天然力を活用した針広混交林化施業を行ってまいります。

主伐は、変更後の契約に基づき、スギ及びその他の樹種80年、ヒノキ90年とし、針広混交林のうち植栽木のみを伐採することで、残存する下層木により公益的機能の急激な低下を回避します。

(2) 目標とする森林の姿とそれに向けた森林の施業及び保護

現在公社が進めている針広混交林化施業は、植栽木を上層木とし、下層木は天然更新等による多様な広葉樹による多段林の造成を目標としています。

この目標を達成するため、長伐期の中で密度管理を実施することとし、除伐は13年生、18年生、間伐は30年生、40年生、50年生、65年生を目安に実施します。40年生の間伐以降は、天然更新による稚樹の生長を確保することも考慮した、非皆伐施業による上層木の密度管理を行います。

なお、新植時に設置した保護樹帯については、天然更新における優良な母樹となることから、必要な保護に努めます。

4 緑の森づくり新生プランの成果

公社は、緑の森づくり新生プランに基づき、森林が有する公益的機能の発揮に配慮した森林整備を実施するとともに、森林整備に係る重点的な取組など5つの柱からなる改善策により、経営改革を積極的に推進してまいりましたが、その成果の概要は次のとおりです。

(1) 森林の整備に係る重点的な取組【経費縮減効果 約10.1億円】

森林の適正な管理と公益的機能の持続的発揮のために必要な事業量を確保しつつ施業の重点化を図りました。これにより、保育等の森林整備は目標を上回る達成となりました。

また、原子力発電所事故の影響を受けた県内森林の再生に向けてふくしま森林再生事業に積極的に取り組み、特に避難指示が解除された飯舘村においては、平成29年度公社が先行して森林整備を再開しました。

作業路等の路網整備については、間伐材の搬出量を増やすため積極的に取り組み、目標を上回る達成となりました。

不成績林等については、森林資源状況調査を実施し、調査結果を踏まえて基準を策定し、今後の管理について検討を行いました。

(2) 木材の生産と収入確保に係る重点的な取組

【木材販売収入の増 約1.6億円】

木材生産コストを低減させるための路網を整備したほか、「指名競争入札による土場売り」や「木材市場での販売委託」など多様な流通ルート確保や燃料材の単価契約による販売など未利用間伐材の搬出に組み込み、計画を

上回って木材販売による収入を確保しました。

(3) 財務状況の改善に係る重点的な取組

ア 組織の見直し

組織の見直しと職員の適正配置については、平成29年3月末に常勤のプロパー職員（再任用）が全て退職になったことから、平成29年4月に新たにプロパー職員を2名採用し、契約地や作業道の適正管理、契約者との信頼関係の構築へ向けた体制の確保を図りました。

また、県派遣役職員を維持するとともに、県林業職OBを常勤職員として配置することにより、実務経験者を活用して円滑な公社業務の遂行を図りました。

イ 管理費等運営経費の縮減【経費縮減効果 約2.1億円】

県からの役職員の派遣を始め、社用車の台数等の見直しや管理経費関連の契約の見直し、日常的な経費削減等により、管理経費の縮減を図りました。

ウ 効果的な補助事業等の積極的な導入【無利子資金活用率 実績55.8%】

従来の造林補助事業に加え、新たにふくしま森林再生事業に取り組み、補助事業を最大限活用して借入金を圧縮したほか、補助残の資金を賄う日本政策金融公庫借入金の無利子資金（森林整備活性化資金）の活用率については、目標を上回る実績となりました。

(4) 土地所有者の協力による分収割合の見直し

【分収割合契約変更率67.5%(H31.3末)】

分収割合の見直しについては、専任の担当者を配置し継続的に取り組みました。

市町村有の公社分収林については、平成29年10月末に飯舘村との変更契約を締結し、すべての市町村で分収割合変更契約が締結済みとなったことから、効力発効通知を行いました。

また、間伐等の森林施業や分収金の交付等の機会に土地所有者への森林施業の状況や経営改善の取組の説明を行うことなどにより信頼関係を深めながら交渉を進め、平成30年度末現在で変更契約済割合が67.5%となり、目標の75%に対し90%の達成率となりました。

さらに、土地所有者の東京電力への損害賠償請求に当たり土地所有者の意向に応じて事務の協力を行うとともに、相続等の権利変動の状況を確認し、契約名義の変更等必要な処理を行いました。

(5) 国、県等の協力、支援による安定的経営の確保

国からの支援としては、分収林の契約適正化を進める事業費の支援等を受けておりますが、抜本的な経営改革が必要なため、全国森林整備協会を通じ

て毎年、公社経営安定化に向けた要望を行っています。

また、県からは、従来の役職員派遣のほか、平成27年度から公庫元利償還金に係る県貸付金の一部補助金化による支援を受け、経営の安定化に大きく貢献しております。

5 計画期間

東日本大震災・原発事故からの復興の進展、森林経営管理法の制定等による市町村を中心とする新たな森林経営管理制度の創設など、公社事業をとりまく情勢が変化していることを踏まえ、緑の森づくり新生プランに引き続き、計画期間は平成31年度を初年度とし令和5年度までの5年間とします。

6 進行管理

計画の進行管理をふくしま緑の森づくり公社経営改善管理委員会において行い、計画の着実な実行を図ってまいります。

第2 経営の課題と目標（基本的方向）

緑の森づくり新生プランの成果やプラン策定後の状況変化等を踏まえた公社の中期的な経営の課題と目標（基本的方向）は次のとおりです。

1 森林の公益的機能の持続的発揮

(1) 公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備

【課題】

県内の森林整備面積は震災前の半分程度の回復状況であり、公社は造林を推進する県の補完機関として設立された経緯や、県内でも規模の大きい森林管理主体であることから、県内の森林整備や森林再生における先導的役割をより一層果たしていくことが求められております。

※ 公社は、分収造林事業等の実施により森林の持つ公益的機能が持続的に発揮され、また事業を通じて雇用の場の創設や木材の供給により地域社会の健全な発展が図られるとして、平成26年度に公益社団法人への移行が認可されております。

公社が管理している造林地は、約1万5千ヘクタールに及び、その森林が有する表面浸食防止機能などの公益的機能は年間約420億円（平成29年度）と評価されております。

また、森林経営管理法の制定等により市町村を中心とする森林経営管理制度の整備が進められており、これまで以上に関係市町村と連携した事業の実施が求められます。

一方で、保育による間伐材の搬出の増加に伴い、事業単価が上昇しており、加えて労務単価も上昇していく中で、事業費を抑制しながら必要事業量を確保していく必要があります。

【目標（基本的方向）】

引き続き、森林経営計画に基づき、健全な公社経営の視点から森林整備の実施について重点化を図るとともに、県の森林整備や森林再生に向けた取組を率先して実施するなど、関係機関、団体等と連携しながら、森林の公益的機能を持続的に発揮させていくための事業を行ってまいります。

(2) 造林木生育状況の的確な把握及び対応

【課題】

公社造林地は、その設立の経過から概して奥地にあり、また、気候、地形や土壌などにより造林木の生育状況も多様であることから、造林木の育成状況を的確に把握した上で、適切に管理を進めていく必要があります。

【目標（基本的方向）】

長伐期・非皆伐施業の具現化に向け、不成績林等の基準に基づく林況や立地条件の調査を行いながら、造林木の生育状況に応じた適切な管理を進めてまいります。

2 木材の生産、販売対策

(1) 木材生産コスト低減のための路網整備

【課題】

木材価格の低迷が長く続く中、木材生産の収益性を高めるには、生産コストの抑制が必要不可欠です。

公社造林地では、造林事業を実施する中で作業道を整備しその維持管理に努めていますが、その密度は効率的な生産を可能にするほど十分ではなく、更なる路網整備を進めていく必要があります。

【目標（基本的方向）】

低コストで効率的・安定的な木材生産を可能にするため、県の協力を得ながら、公社造林地と隣接する民有林との連携・調整を踏まえた路網整備を積極的に行うとともに、公社単独では整備できない林業専用道など公社造林地を含む広域利用区域の路網の整備については、県や市町村と綿密に調整するなどにより、計画的な路網整備に努めてまいります。

(2) 需要動向に対応するための体制整備

【課題】

長期にわたる森林管理においては、間伐による中間収入の確保や資源の有効活用を進めることが課題となっています。間伐に伴う積極的な材の搬出により間伐による搬出材が増加する中、今後契約地が主伐期に近づくことを踏まえ、効果的な販売方法を戦略的に行っていくことがより重要になってきております。

【目標（基本的方向）】

木材需要の情報を積極的に収集し、林業関係団体等との連携も行いながら、今後保育から収穫に順次移行していく公社造林地から産出する材の計画的な供給を行ってまいります。また、資源情報の精度向上等のため、ICT※技術の活用を図ります。

さらに、間伐による中間収入を確保するため、引き続き国及び県の補助事業等を最大限活用しながら、間伐材を積極的に搬出し、様々な手法による販売を行うとともに、更なる販路の開拓に努めてまいります。

※情報伝達技術 (Information and Communication Technology)

3 公社運営の改善 (コスト削減)

【課題】

今後、長期間にわたり分収林事業を継続し、そのことを通して森林の公益的機能を発揮していく上で、公社の運営と事業に要する必要経費が発生します。

このため、これまでも国や県の支援施策を積極的に活用するとともに、管理経費の縮減、施業基準の見直しなどによる事業量の縮減により借入金抑制に努めてきたところです。

しかしながら、公社の分収林は育成途中であり、今後も保育管理が必要であるため、本格的な伐採収入を得るまでには相当の期間を要し、このため引き続き事業に必要な借入を行っていく必要があります。

公社が長期にわたり公社経営を行っていくためには、新たな借入金の抑制、利子負担の軽減、長期借入金の返済などが課題となっています。

(1) 公社自らの改善 (経営安定化の方策)

【目標 (基本的方向)】

今後とも、役職員一丸となって、以下の視点に沿って、公社の経営改善を図ってまいります。

ア 財務状況の改善

経営改善の大きな柱である分収割合の見直しについて、県及び社員市町村の協力のもと土地所有者に対し粘り強く協力を要請し、分収造林変更契約の締結を推進します。

また、必要事業量等を再検討するとともに、国庫補助事業等の活用などにより、財源の確保、コスト削減に努めてまいります。

イ 組織体制の整備

公社造林地を適正に管理していく上で、必要最小限の人員体制を確保しつつ、管理経費等運営経費を縮減し、効率的な業務運営に努めてまいります。

また、新たに採用した職員については、事業の効率的かつ円滑な実施に向けて研修への積極的な参画等により資質の向上を図ってまいります。

ウ 財務運営の改善等

補助事業、利子負担の軽減等のための公的支援策を最大限に活用した事業を計画し、借入金の抑制を図ってまいります。

(2) 関係者への協力、支援要請等

【目標（基本的方向）】

公社の経営の改善は、公社自らの改善策だけで行えるものではなく、土地所有者の協力、さらには、国、県の支援を得なければ、実効性のある経営改善を行うことはできません。このため、引き続き関係者への協力、支援を要請してまいります。

第3 今期における重点取組事項

第2の経営の課題と目標（基本的方向）を踏まえ、本計画の期間内の5年間に於いて重点的に取り組む事項を次のとおりとします。

1 森林の整備に係る重点的な取組

(1) 効率的な森林整備

森林の適正な管理により公益的機能の持続的発揮を確保しながら、事業費の抑制による経営改善を推進するため、森林経営計画に基づき施業の重点化を図り、効率的な森林整備を進めます。

また、効率的な森林整備（間伐）を行うための基盤整備として、搬出間伐と一体的な路網整備を計画的に実施してまいります。

さらに、ふくしま森林再生事業の実施や公社造林地の事業実施箇所としての市町村への提供など、率先した森林再生への取組を積極的に行ってまいります。

また、公社は一団のまとまった造林地の管理を行っていることから、森林経営管理制度の実施の中心となる市町村と連携し、公社造林地と一体的な整備が図られる人工林の管理・施業の受託、技術支援等により地域と一体となった森林整備を進めてまいります。

(2) 森林の状況に応じた適切な管理等

長伐期・非皆伐施業の具現化に向け必要な施業に着手するとともに、生育の良好でない契約地については、不成績林等の管理の基準に基づき林況や立地条件の調査を行い、今後の管理について土地所有者と協議し、必要に応じて解除等の措置を行うなど、森林の状況に応じた適切な管理を計画的に推進してまいります。

さらに、不成績林等の基準や管理についての検討結果等に基づき、森林の適正な管理のための施業体系の見直しを行い事業量の縮減に努めます。

◇ 森林整備に係る事業量

区 分	内 容	現況値	R5 目標値
保育等(ha)	1年間に除伐、間伐等の森林施業を実施する面積	629	560
作業路等(m)	1年間に整備する作業路等の延長距離	23,147	25,000

※現況値は、平成 26～29 年度の 4 力年平均値。

※目標値は、令和5年度(以下同じ)。

2 木材の生産と収入確保に係る重点的な取組

(1) 木材生産コスト低減のための路網整備等

間伐対象林内の目標路網密度を定めた林業経営改善計画（5か年計画）に基づき、補助金を効果的に活用しながら、森林整備と一体的に効率的な搬出ができるよう路網整備を推進してまいります。また、市町村と連携し林業専用道との調整を行うことなどにより効果的な路網整備を推進します。

さらに、木材生産コスト低減を図るため、列状間伐など新たな施業技術の導入を進めます。また、関係事業者等を対象とした技術研修会を開催します。

◇ 森林整備に係る事業量(再掲)

区 分	内 容	現況値	R5 目標値
作業路等(m)	1年間に整備する作業路等の延長距離	23,147	25,000

※現況値は、平成 26～29 年度の 4 か年平均値。

(2) 需要動向に対応するための体制整備

木材の販売については、山土場での木材販売、木材市場への出材、関係機関と協調しての臨時市への出材、単価契約による販売など、より有利な販売方法を選択し、実施してまいります。

また、木材需要動向に関して林業関係団体等と定期的に情報交換を行いながら、木材需要情報を把握し、公社造林地のスケールメリットを生かした大口の需要先（製材工場、合板・集成材工場等）への直接搬入など新たな販売対策について検討し、可能なものから実施してまいります。

さらに、今後契約地が主伐期に近づくことを踏まえ、航空レーザー計測データなど ICT 技術の活用により資源情報の精度向上を図るなど、安定的な供給に向けた長期的な体制整備の検討を進めてまいります。

そのほか、林業事業者等を対象とした需要動向を踏まえた採材技術につい

ての研修会の開催など、林業関係団体等と連携して需要動向に対応するための取組を推進してまいります。

また、林地残材等のうちバイオマス発電等に需要が期待できるものについては、採算性に十分考慮して可能な限り販売を行ってまいります。

◇ 木材販売収入

(単位:千円)

区 分	内 容	現況値	R5 目標値
収入見込額	木材販売収入額	30,682	35,000

※現況値は、平成 26～29 年度の 4 か年平均値を基に調整。

3 財務状況の改善に係る重点的な取組

(1) 組織の見直しと職員の適正配置

会社の組織人員体制（平成 30 年度現在：本社・1 事業所体制）については、引き続きスリム化を図るため、今後の業務執行状況等を勘案し、その在り方について検討するとともに、限られた人材を適正に配置して、効率的な業務運営に努めます。

また、公社事業の円滑な運営のため、今後の業務量に応じた職員の確保策（県職員の派遣依頼・新規採用等）について引き続き検討してまいります。

(2) 管理費等運営経費の縮減

今後、組織の在り方の検討に併せ、人員体制についても見直しの検討を行い人件費の節減に努めるとともに、併せて管理経費節減の検討を行います。

また、森林整備事業の発注に当たっては、コスト縮減のため引き続き、近接する団地の合併発注や発注方法の工夫等により諸経費の削減を図ります。

あわせて、平成 28 年度に積み立てた経営改善積立資産を活用し、不成績林に係る分収造林契約の解除に伴う政策金融公庫借入金の繰上償還を行い、利子負担の軽減を図ってまいります。

◇ 管理経費所要額

(単位:千円)

区 分	内 容	現況値	R5 目標値
物件費所要額	物件費(旅費交通費、需用費、通信運搬費、会議費及び什器備品費の合計額)	6,736	6,399

※ 現況値は、H26～29 年度の 4 か年平均値。

※ 分収林施業転換推進事業(分収林契約適正化事業)に要する経費を除く。

◇ 政策金融公庫借入金の繰上償還

(単位:千円)

区 分	内 容	現況値	R5 目標値
公庫資金繰上償還額	政策金融公庫資金の繰上償還を行う。	—	30,000

(3) 自己財源の確保

森林資源の新たな活用策（企業の森づくり活動による森林整備）や新しい森林管理制度の実施を踏まえた森林整備に関する事業の受託の検討など、公社自己財源の確保策の導入の検討を行ってまいります。

(4) 効果的な補助事業等の積極的な導入

造林補助事業等の積極的な導入を図ることとし、引き続き、原則として非補助による事業は実施しないこととします。

また、日本政策金融公庫からの借入金については、無利子の森林整備活性化資金の積極的な活用を図ってまいります。

4 土地所有者の協力による分収割合の見直し

分収割合の見直し及び契約期間の延長については、公社経営改善の大きな柱であるため、全ての契約についての変更を目指し、県や社員市町村との連携や地元の現状を把握している協力団体の活用など効果的な推進方策を実施するとともに、土地所有者への森林の状況や施業についての丁寧な説明を基本として信頼関係を築きながら、契約変更粘り強く取り組んでまいります。

具体的には、これまでの土地所有者との協議の経緯を踏まえ、間伐等の森林施業や分収金の交付等の機会に森林施業の状況や経営改善の取組の説明を行うことなど、適切な機会を捉えて効果的に協議を進めてまいります。

また、森林の所有の経緯や管理の状況などから土地所有者により森林経営に関する考え方は多様であり、これまでの協議経過の中で同意を得られていない契約者が一定数いることなどを踏まえ、引き続き変更割合75%の目標の計画期間内の確実な達成に向けて分収割合の契約変更の協議に取り組むとともに、早期に契約変更を行った土地所有者については、契約変更時から長期間を経過していることなどから、契約変更時の覚書の具体的な発効時期を設定し、発効に向けた環境整備を進め、計画期間内の変更契約の発効を目指します。

あわせて、相続等による契約相手方の変更については、権利関係を的確に把握するなど、適切な管理を行ってまいります。

◇ 分収割合契約変更件数(割合)

(単位:件、%)

区 分	内 容	現況値	R5 目標値
市町村有林	土地所有者の協力を得て分収割合の契約変更を推進する	50/50 (100.0%)	75%(累計)までの増加を目指す
個人・共有林等		1,949/2,913 (66.9%)	
計		1,999/2,963 (67.5%)	

※ 現況値は、平成 31 年 3 月末現在。

※ 平成 30 年 3 月末現在の契約件数 2,963 件の 75%は、2,223 件(残 224 件)。

5 国、県等の協力、支援による安定的経営の確保

木材価格の長期低迷などにより、現在の立木価格では抜本的な経営改善を実行してもなお多額の長期借入金残高が見込まれることから、公社自らの改善策を着実に実施し、土地所有者の協力による改善策を促進していくとともに、あわせて今後とも、国、県等に対して、無利子資金の継続貸付や森林整備事業資金の補助などについて協力、支援を要請し、公社の将来にわたる安定的な経営の確保に取り組んでまいります。

(参考)

経営改善計画による改善効果試算の概要

緑の森づくり新生プラン(第1次及び第2次)の10カ年間における経営改革による収支改善効果試算額については次のとおりです。

区 分	取 組 内 容	改善効果 (うち第2次計画分)
効率的な森林整備	森林整備の重点化、有利な補助事業の活用による自己資金削減	21.1億円 (11.0億円)
木材販売対策	木材販売対策の推進	2.8億円 (1.2億円)
財務活動改善	組織体制の見直し、管理費等節減	3.9億円 (1.8億円)
土地所有者の協力による改善	分収契約(割合)の見直し(覚書の発効効果) ※公社60:土地所有者40→公社80:土地所有者20 (ただし、市町村有地は[公社90:市町村10])	40億円(うち市町村有地分5.7億円については発効済み) ※全ての土地所有者の協力が得られた場合の効果 57.0億円

※ 改善効果額については、基準値(平成22年度から平成24年度までの3か年平均実績値)との比較により推計しました。

※ 緑の森づくり新生プラン(第1次及び第2次)による収支改善効果試算額の総計は、67.8億円(うち分収割合の見直しによる40億円については、覚書を発効した場合にプランの期間後に見込まれる効果を含む。)